

第4 各種様式関係

1 被害状況等の収集・伝達

○県への報告（町→県）

報告の対象となる被害		報告内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・ 応急対策状況（全般）	様式1～2
人、住家被害等	人的被害	様式3
	避難状況・救護所開設状況	様式4
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式5 確定報告は、被害 か所数、被害額、 被害地域名等につ いて各関係機関の 定める様式により 行う。
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
水道施設被害		

○町への報告（区長→町）

報告の対象となる被害		報告内容
住家等の被害	住家・人的被害	様式6

報告様式・報告要領等

災害概況即報を始めとする被害報告様式

県防災安全局防災部災害対策課

災害の発生に際し、市町村は県に対して、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について報告する。

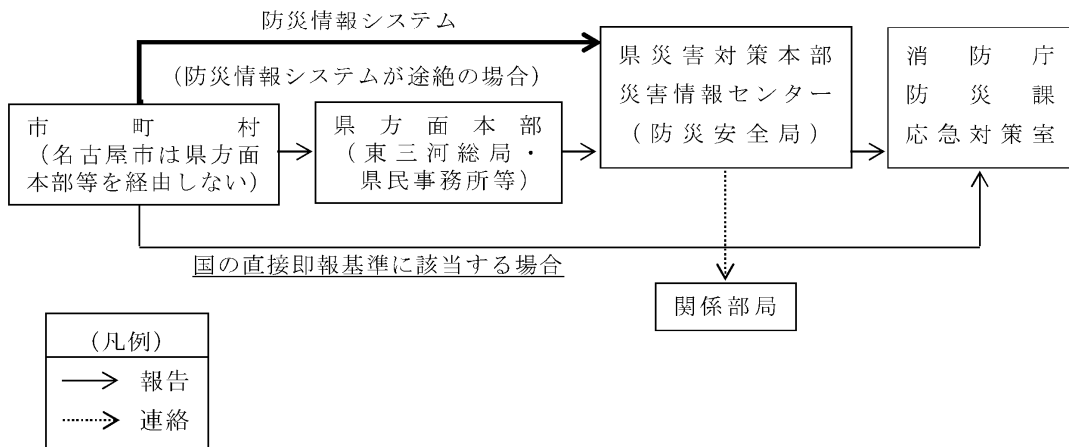
(1) 被害状況等の内容

収集及び伝達する情報の内容は、次のとおりとし、原則、防災情報システムによるものとするが、防災情報システムが使用できない場合及び国の直接即報基準に該当する場合は、別記様式1～6（様式1は国の即報基準に該当する場合のみ）によるものとする。

参照：災害対策基本法施行令第21条

- ア 災害の原因
- イ 災害の発生した日時
- ウ 災害の発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

(2) 収集及び伝達系統



様式1 「火災・災害等即報要領 第4号様式(その1)」

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式 2

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発生日時		年 月 日 時 分						
発 信 場 所												
発 信 機 関				発 信 者								
受 信 機 関				受 信 者								
区 分		被 害		区 分		被 害						
人的被害	死者	1	人	河川	橋りょう	31	か所	その他	水産被害	61	千円	
	行方不明者	2	人		破堤	32	か所		商工被害	62	千円	
	負傷者	重傷	3		人	越水	33		か所	その他	63	千円
		軽傷	4		人	その他 (法面崩壊等)	34		か所	被害総額	64	千円
住家被害	全壊	5	棟	その他	港湾・漁港	35	か所	災害対策本部 設置状況	65	設置		
		6	世帯		砂防	36	か所		66	廃止		
		7	人		清掃施設	37	か所	避難指示等の状 況	67	地区		
	半壊	8	棟		崖くずれ	38	か所		68	世帯		
		9	世帯		地すべり	39	か所	69	人			
		10	人		土石流	40	か所	消防職員出動 延人数	70	人		
	一部破損	11	棟		鉄道不通	41	か所	消防団員出動 延人数	71	人		
		12	世帯		被害船舶	42	隻	避難所数	72	か所		
	床上浸水	13	人		水道	43	戸	避難人数	73	人		
		14	棟		電話	44	回線	避難人数 (うち自主避難)	74	人		
			15		世帯	電気	45	戸	避難世帯数	75	世帯	
		16	人		ガス	46	戸	避難世帯数 (うち自主避難)	76	世帯		
	床下浸水	17	棟		フロッグ等	47	か所	被害程度及び応急対策状況（経過）				
		18	世帯		り災世帯数	48	世帯					
		19	人		り災者数	49	人					
	非住家	公共建物	20		棟	火災発生	建築物	50	件			
		その他	21		棟		危険物	51	件			
	その他	田	流失・埋没		22	ha	その他	52	件			
			冠水		23	ha	公立文教施設	53	千円			
畑		流失・埋没	24	ha	農林水産業施設	54	千円	要 請 事 項				
		冠水	25	ha	公共土木施設	55	千円					
文教施設		26	か所	その他の公共施設	56	千円						
病院		27	か所	小 計	57	千円						
道路		損壊	28	か所	その他	農産被害	58	千円				
		冠水	29	か所		林産被害	59	千円				
	(うち通行不能)	30	か所	畜産被害		60	千円					

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

様式3

人的被害

(第 報)

報告の時点	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)	
	住 所		
	収 容 先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

様式4

避難状況・救護所開設状況（第 報）

報告の時点		日時		現在		受信時刻		時分				
発信機関						受信機関						
発信者名						受信者名						
内 容												
避難状況	避難先	地区名	避難指示等の種別	日時	対象世帯数	対象人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
救護所開設状況	救護所名		設置場所	患者数		実施機関	収容人数の最大値					
				受入	搬送		重傷	軽傷				

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

被害認定基準

県防災安全局防災部災害対策課

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている 寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。
	非住家の被害	(非住家)
公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		認定基準	
その他	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする	
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする
		損壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		（通行不能）	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。		
被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。		
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。		
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。		
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。		
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		

被害区分		認定基準
り	災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り	災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカツコ外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

2 自衛隊災害派遣要請

〔派遣要請依頼書〕

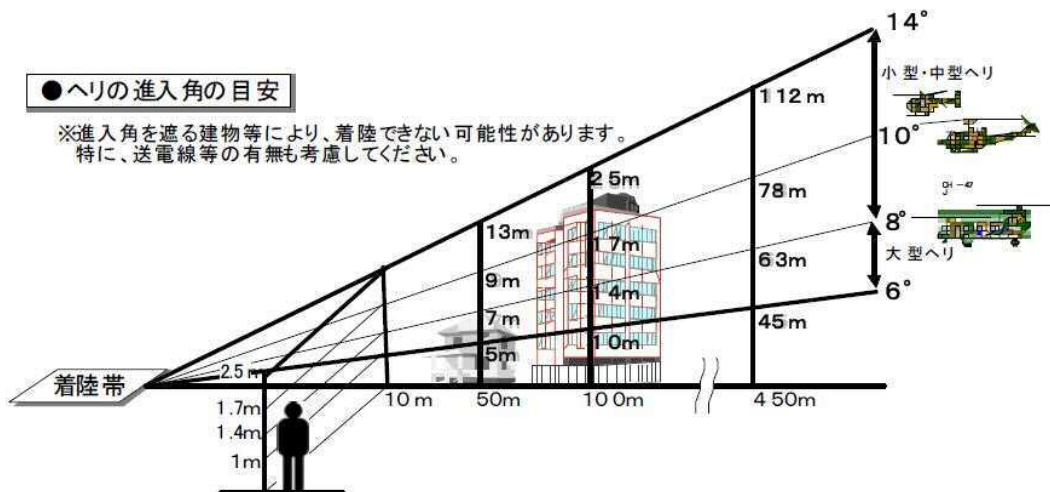
	発 簡 番 号 年 月 日
愛 知 県 知 事 殿	南 知 多 町 長
部隊等の派遣要請依頼書	
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間 （例 救援活動終了するまでの間）	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）	
4. その他参考となるべき事項 その他の細部については、〇〇〇〇において調整する。	

2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現

〔撤収要請依頼書〕

	発 簡 番 号 年 月 日
愛 知 県 知 事 殿	南 知 多 町 長
災害派遣部隊撤収要請依頼書	
災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。	

着陸帯設定時における留意事項

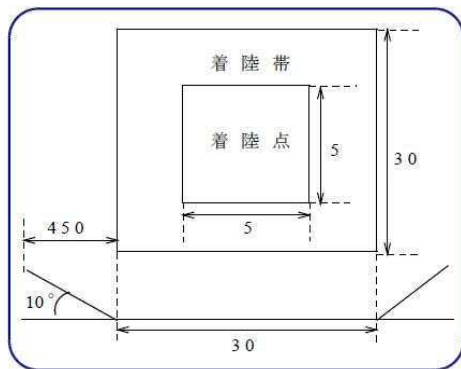


●ダウンウォッシュの考慮

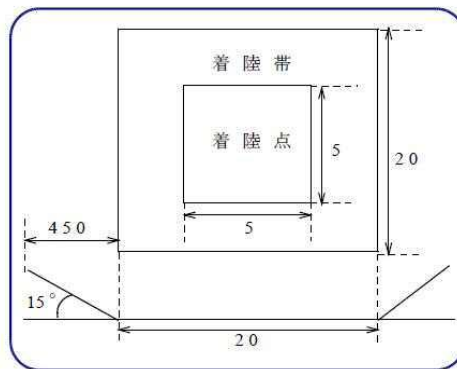
※着陸帯等の諸元は、離着陸のための必要最小限の数値であり、この他、ヘリの離発着時におけるダウンウォッシュ(吹き下ろし流)に注意する必要があります。

- ① 着陸帯の状況(砂塵・小石の巻き上げ)
- ② 着陸帯の周辺の状況(離発着経路を含む。):風により飛散・破壊する物の有無

(a-1) 小型機(OH-6)の場合《標準》

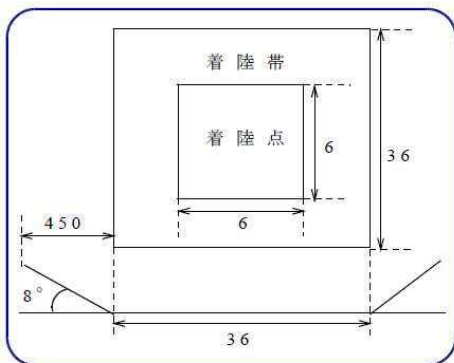


(a-2) 小型機(OH-6)の場合《応急》

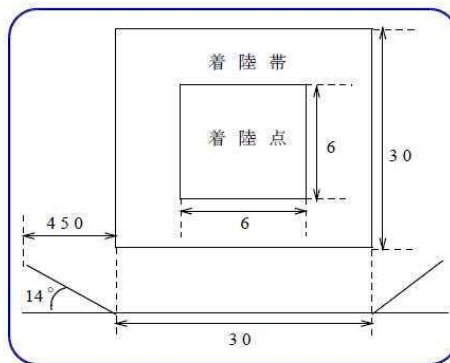


(単位:m)

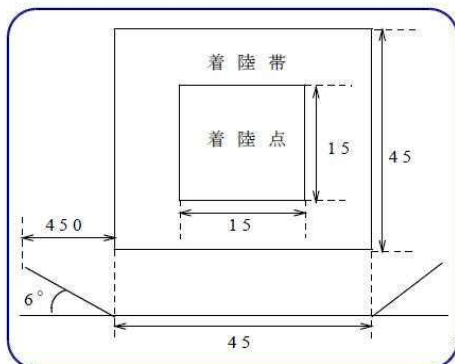
(b-1) 中小型機(UH-1)の場合《標準》



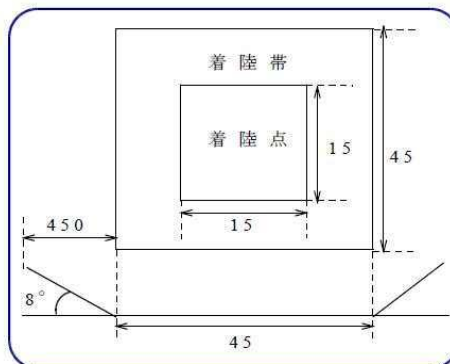
(b-2) 中小型機(UH-1)の場合《応急》



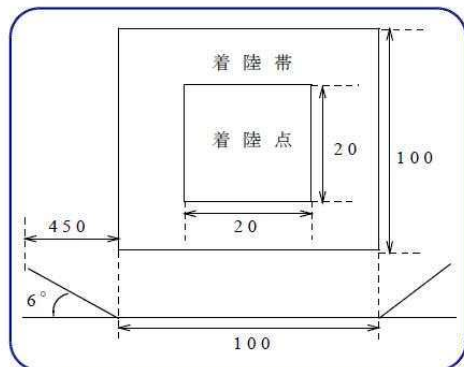
(c-1) 大型機(UH-60J)の場合《標準》



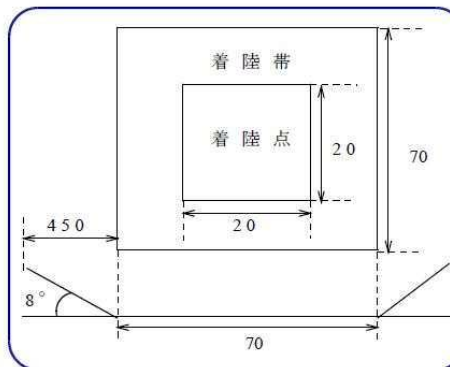
(c-2) 大型機(UH-60J)の場合《応急》



(d-1) 大型機(CH-47及びV-107)の場合《標準》

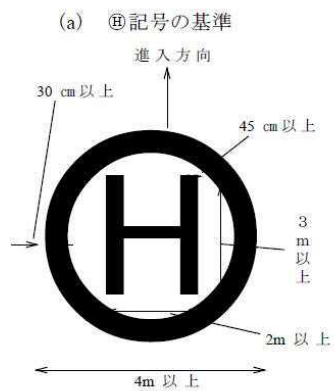


(d-2) 大型機(CH-47及びV-107)の場合《応急》

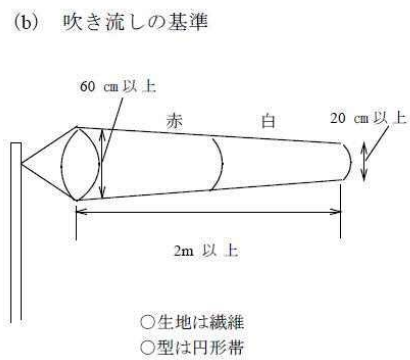


(単位：m)

H記号及び吹き流しの基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。



(注)吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

3 避難・地震防災応急対策の実施状況報告

様式1

避難・地震防災応急対策の実施状況報告

(速報用)

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 間
機 関 名	氏 名	機 関 名	氏 名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊 急 応 急 対 策 等	実 施 状 況 等 (該当する番号に○をつけること)		
① 地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
② 地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要 (ア完了 イ実施中 ウ未実施)	
③ 消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要 (ア完了 イ実施中 ウ未実施)	
④ 応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要 (ア完了 イ実施中 ウ未実施)	
⑤ 施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要 (ア完了 イ実施中 ウ未実施)	
⑥ 犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要 (ア完了 イ実施中 ウ未実施)	
⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要 (ア完了 イ実施中 ウ未実施)	
⑧ 緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要 (ア完了 イ実施中 ウ未実施)	
⑨ 地震災害警戒本部 (災害対策本部) の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩ 対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備 考			

様式2

避難・地震防災応急対策の実施状況報告

送 信 者		受 信 者		送 受 信 時 間
機 関 名	氏 名	機 関 名	氏 名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避 難 の 経 過	① 危険事態、異常事態の発生状況			
	措置事項			
状 況 の 完 了	② 避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護等に必要な措置等	
地 震 防 災 応 急 対 策	③ 地震予知情報の伝達、避難指示等			
	④ 消防、水防その他の応急措置			
	⑤ 応急の救護を要すると認められる者の救護、保護			
	⑥ 施設・設備の整備及び点検			
	⑦ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持			
	⑧ 緊急輸送の確保			
	⑨ 食糧・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備			
	⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置			
	備 考			